

共	00	00	10	40	3年
---	----	----	----	----	----

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

宮本務第797号
令和5年4月28日
宮城県警察本部長

「キャリアステップ・サポートチーム」の運用について（通達）

女性職員からの要望・意見等を施策に反映させ、女性の視点をより一層反映した警察運営の推進を目的に「キャリアステップ・サポートチーム」（以下「サポートチーム」という。）を構成し、下記のとおり運用することとしたので、所属職員に周知されたい。

記

1 目的

サポートチームは、次の事項に係る、施策の実現に向けて職員の意見を聴取するとともに各種取組を推進するものとする。

- (1) 女性職員の活躍推進に関すること。
- (2) 女性警察官の執行力の維持・向上に関すること。
- (3) 女性職員が働きやすい職場づくりに関すること。
- (4) 職員の意識改革に関すること。
- (5) その他事務局から付託された事項に関すること。

2 構成

サポートチームは、マネージャー、リーダー及びサブリーダーをもって構成し、それぞれ次に掲げる階級にある者から適性を有する職員を警務部長が指名する。

- (1) マネージャー
警視又は警部（同相当職を含む。）
- (2) リーダー及びサブリーダー
警部以下（同相当職を含む。）

3 任務

- (1) マネージャー
マネージャーは、サポートチームを総括するものとする。
また、前記1の目的を達成するため、関係各課との調整を図るものとする。
- (2) リーダー
リーダーは、マネージャーを補佐し、サブリーダーから提出された「意見書」（別記様式第1号）による施策、改善案等を「提言書」（別記様式第2号）に取りまとめ、本部長に提言するものとする。
- (3) サブリーダー
サブリーダーは、職員の意見、要望等に対する施策や改善案を「意見書」に取りまとめ、リーダーに提出するものとする。

4 任期

構成員の任期は、指名日から翌年3月31日までとし、その任期の経過をもって

指定を解除する。ただし、再任を妨げないものとする。

5 所属長の責務

所属職員に女性活躍推進の重要性について理解の醸成を図り、要望、意見等を提出しやすい環境づくりに配慮すること。

6 庶務

サポートチームに関する事務は、警務部警務課において処理する。

7 その他

(1) サポートチームの目的を達成するために必要がある場合は、東北管区警察局宮城県情報通信部に対しても意見を求めるものとする。

(2) この通達に定めるもののほか、サポートチームの運用に関し必要な事項は、警務部長が別に定めることができる。

提言書

年度キャリアステップ・サポートチーム

第1 女性職員の活躍推進に関する事

第2 女性警察官の執行力の維持・向上に関する事

第3 女性職員が働きやすい職場づくりに関する事

第4 職員の意識改革に関する事